

「指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護」

利用料金表

令和6年6月1日現在

グループホームあさくらの家 東郷

月額利用料金の目安：対象となる介護度の A) と B) を合わせた料金となります

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 認知症対応型共同生活介護費 (I)	761	765	801	824	841	859
② サービス提供体制強化加算 II	18	18	18	18	18	18
③ 医療連携体制加算 I (ハ)	-	37	37	37	37	37
日額単位小計 (①+②+③+④)	779	820	856	879	896	914
④ 月額単位小計 (30日で計算した場合)	23,370	24,600	25,680	26,370	26,880	27,420
⑤ 介護職員等処遇改善加算 I ④× 18.6%	4,347	4,576	4,776	4,905	5,000	5,100
⑥ 介護保険給付対象合計 ④+⑤	27,717	29,176	30,456	31,275	31,880	32,520
⑦ 地域区分換算額 (円) ⑧× 10.14	¥281,050	¥295,844	¥308,823	¥317,128	¥323,263	¥329,752
A) 介護費用自己負担額 (1割)	¥28,105	¥29,585	¥30,883	¥31,713	¥32,327	¥32,976
A) 介護費用自己負担額 (2割)	¥56,210	¥59,169	¥61,765	¥63,426	¥64,653	¥65,951
A) 介護費用自己負担額 (3割)	¥84,315	¥88,754	¥92,647	¥95,139	¥96,979	¥98,926

① 短期利用認知症対応型共同生活介護のご利用の場合、基本単位は以下の通りとなります。

項目 / 介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期利用認知症対応型共同生活介護 I	789	793	829	854	870	887

② サービス提供体制強化加算 II：介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上の場合算定。

③ 医療連携体制加算 I (ハ)：24時間連絡体制の整った看護師による、日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われ、重度化した場合の看取りの指針を整備されている場合に算定。

⑤ 介護職員等処遇改善加算 I：介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位(小計④)に18.6%を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)

※R6.6月～制度改正により、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化されました。(16.5%⇒18.6%、2.1%増加となります)

⑦ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.14円で計算、小数点以下切り捨て、支給限度額管理対象外)

★その他の加算(介護保険給付対象、該当する場合に算定)

サービスの種類	料金	備考	
初期加算(30日限度)	30単位/日	新入居および30日超入院後に退院し再入居から30日間算定。	
入院時費用(月6日限度)	246単位/日	入院時に所定単位に代えて算定。	
協力医療機関連携加算	①100単位/月 ②40単位/月	①急変時に相談・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携し、情報共有のため定期的な会議を開催している場合。	
医療連携体制加算 II	5単位/日	医療連携体制加算 I を算定し、前3月間において特定の医療行為等が必要な状態の入居者を受入している場合に算定。	
退居時情報提供加算(1回限り)	250単位/回	医療機関への退居者について、当該医療機関に対し当該入居者の生活支援上の留意点等の情報を提供した場合に算定。	
口腔衛生管理加算	30単位/月	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上実施する場合	
口腔・栄養スクリーニング加算(6ヶ月に1回)	5単位/回	6ヶ月毎に栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報を文書で共有した場合に算定	
認知症専門ケア加算	I 3単位/日 II 4単位/日	日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が1/2以上、特定の研修修了者を配置し、計画的な研修を実施する場合。(Ⅲa以上の方に算定)	
認知症チームケア推進加算(R6.4～新設)	I	150単位/月	(I) IIに加え、認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置する場合。
	II	120単位/月	(II) 日常生活自立度Ⅲ以上の方が1/2以上で、対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価・測定を計画的に行い、認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成・見直し等を行い、チームケアを実施している場合。
科学的介護推進体制加算 I	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。	
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	医師により回復の見込がないと診断された方で、当施設の提供する看取り介護サービスを希望し同意頂ける方に対する費用。(死亡前45日が上限)
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	
	死亡日の前日及び前々日	680単位/日	
	死亡日	1,280単位/日	

※これらの加算対象の方は月額単位小計に加算され、処遇改善加算対象となります。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目	月額(30日換算)	1日あたり	備考
食事費	¥39,000	¥1,300	朝食350円、昼食500円、夕食450円
居住費	¥57,000	¥1,900	入院・外泊時も必要となります
B) 介護給付対象外費用	¥96,000	¥3,200	